クレジットカード番号等の適切な管理に係る自主規制細則

(漏えい等の事故防止対策の基準)

- 第1条 クレジットカード番号等の適切な管理に係る自主規制規則(以下「基本規則」という。)第3条第1号に定める措置は、以下のいずれかの措置とする。
 - (1) カード番号等に係るデータセキュリティの国際基準を指針とする措置
 - (2) その他の漏えい等の事故を適切に防止する措置として省令の基準を満たす措置

(漏えい等の事故の発生時の連絡体制の整備)

- 第2条 会員は、基本規則第3条第2号に関する措置にあたっては、次の各号に定める連絡体制を整備しておかなければならない。
 - (1) 関係部署への連絡と経営陣への報告
 - (2) クレジットカード等購入あっせん業者たる会員にあっては、情報主体である顧客本人への情報提供
 - (3) 行政・関係機関への連絡

(漏えい等の事故発生時の不正利用防止措置)

- 第3条 基本規則第3条第3号に定める措置は、不正利用の発生の可能性などの漏えい等の事故の態様に応じて、適切な不正利用防止措置をとることと する。
- 2 前項の措置には、例えば以下のような対応が想定される。
 - (1)漏えい等の事故があったカード番号等に該当するカードの利用に関するモニタリングの実施
 - (2)漏えい等の事故があったカード番号等に該当するカードの利用停止
 - (3)カード番号等の再発行

(改廃)

- 第4条 本細則の改廃は、自主規制委員会の決議を経て行う。
- 2 自主規制委員会は、前項により改廃を行ったときは、理事会にその内容を報告しなければならない。

附則

- 1. 本細則は、平成30年6月1日から施行する。
- 2. 本細則は、平成30年12月6日から改正施行する。
- 3. 本細則は、令和2年9月29日から改正施行する。
- 4. 本細則は、令和3年4月1日から改正施行する。